【参考資料】～２

「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」に係る道教委の取組概要　（平成２７年度）

Ⅰ～Ⅶまでの7分野

●	１ ～ 11 （従来の取組の改善・充実の項目）	11 項目
☆	１ ～ ８ （新規の取組）	８ 項目
▲関連	１ ～ 12 （上記の19項目の関連項目）	12 項目
	合　計	31 項目

→ ※ 「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」の見直しにより、① 従来の取組の改善・充実が11項目、② 新規の取組が8項目、合計19項目を「今後の取組」としてまとめた。

→ ※ 道立学校総括安全衛生委員会等において、「今後の取組」の各項目ごとに、「対応の方向性」等について検討する中で、取組をより実効あるものとするため、当面の措置や追加の取組、新たな負担とならない配慮や補完的な対応が必要との意見が出されたことから、これらを「関連項目」として整理し、きめ細かな対応に努めることとした。

これまでの主な取組状況等（ H17 ～ H26 ）			平成２６年度の検討状況		平成２７年度の取組概要
			今後の主な取組（19項目） （●～11　改善・充実　☆～8　新規の取組）	対応の方向性 ※　今後、更なる検討	道教委の主な取組 （➡は道立学校等の取組 ）
Ⅰ ストレスチェック	ストレス調査（全校）	○ 職場環境の改善等を図るため、数年に一度、全ての職場を対象にストレス調査（ストレスチェック）を実施し、調査結果をフィードバック	●～ １　ストレス調査の有用性の周知を図るとともに、調査結果の活用方法等について情報提供 ▲関連1	１ ストレス調査の有用性について周知を図るとともに、調査結果の活用方法等について情報提供する。 労働安全衛生法の一部改正に伴う「ストレスチェック制度」施行（平成27年12月）に向けた準備に取り組む。（今後、国から省令や指針等が示される）　※ １ ２ 公立学校共済組合北海道支部のホームページに掲載している「ストレスチェック表」について、各自がチェックすることにより自動的に結果が出るように工夫。	・ 平成26年度の計画見直しの際、「※ 今後、更なる検討を要する項目」として整理した。 ・ 「ストレスチェック制度」の施行（平成27年12月）に向け、必要な準備を進める。 ・ 当面の措置として、「自動判定のストレスチェック表」を共済北海道支部のホームページに掲載する。 **➡◎ 道立学校等は、この「自動判定のストレスチェック表」の活用について職員に周知する。**
Ⅱ 衛生委員会	学校に設置（全校）	○ 職員の心身の健康保持・増進に必要な取組の検討協議 ・ 定期健康診断 ・ メンタルヘルス対策 ・ その他	●～ ２　総括安全衛生委員会の充実を図り、職場の衛生委員会へ積極的に情報提供	１ 衛生委員会の活性化を図るため、他県の取組事例等の情報収集に努めるとともに、当該情報等を基に総括安全衛生委員会の場で協議する。	・ 年間を通して、メンタルヘルス対策の他県の取組事例等を情報収集し、総括安全衛生委員会の意見等を踏まえ、道立学校等へ情報提供を行う。 **➡◎ 道立学校等の衛生委員会は、提供された情報を活用し、衛生委員会の活性化に努める。**
			☆～ １　「衛生委員会活性化の手引き」を作成・配布 ▲関連2	１ 道教委は、衛生委員会の設置の根拠や趣旨・役割、会議の進め方等をコンパクトにまとめた「衛生委員会活性化の手引き」を作成・配布。 衛生委員会の役割は、メンタルヘルスに係る職場の取組全般について、検討・協議し決定するとともに、その進行管理や総括等も含めて対応する場である旨を盛り込む。 ２ 手引きには、1に掲げるもののほか、会議の議題やメンタルヘルス対策の実践事例等を掲載する。	・ 衛生委員会の設置の根拠や趣旨・役割、会議の進め方、メンタルヘルス対策の実践事例等をコンパクトにまとめた「衛生委員会活性化の手引き」を作成し、道立学校等へ配布する。 **➡◎ 道立学校等の衛生委員会は、提供された手引きを活用し、衛生委員会の活性化に努める。** ・ 手引きの配布後、「メンタルヘルス対策の実践事例等」の情報収集に努め、同手引の追補版として作成・配布を行う。
			☆～ ２　「メンタルヘルス・アクションプラン」を策定 ▲関連3	１ 衛生委員会は、毎年度、「メンタルヘルス・アクションプラン」（以下、「アクションプラン」）を策定する。 ２ メンタルヘルス対策として、学校職員評価制度の職員面談を活用すること等について、関係機関等と協議する。	・ 道教委は、「アクションプラン策定要領」を定め、道立学校等へ周知する。 **➡◎ 道立学校等の衛生委員会は、「アクションプラン策定要領」に基づき、同プランを策定する。** ・ 学校職員評価制度の職員面談を、メンタルヘルス対策として活用すること等について、関係機関等と協議する。
Ⅲ 研修事業	職場研修等（任意）	○ ヘルスアップセミナー 小・中・高・特、事務局を対象に講師派遣（50会場） ○ 健康講話（20会場） 医師・保健師を派遣し健康講話 ○ 校内研修（任意） 研修資料等を活用し実施 ○ 自己研修 研修資料等を活用し実施	●～ ３　年に一度の職場研修を実施 ▲関連4	１ ヘルスアップセミナーは、従来どおり実施する。 これまで任意の実施としていた職場研修については、全ての職場で、年に一度の実施を義務付ける。 職場研修の実施の考え方などについて、別途とりまとめ周知する。 職場研修の実施に当たっては、ヘルスアップセミナーや巡回健康相談（後述②相談事業中の「巡回健康相談」を参照）等の活用に配意する旨などを「考え方」に盛り込むことも考慮。 ２ 初任者研修のメニューとして、労働安全衛生に関する研修を組み入れることについて関係課へ働きかける。	・ ヘルスアップセミナー及び健康講話の派遣講師は、道立学校等の意向に配慮し、医師等の専門家とするよう努める。 ・ 職場研修等の実施の考え方をまとめ「研修事業の実施方針」として策定する。 ・ 職場研修で活用できる研修プログラムを整備する。 ・ 初任者研修に「労働安全衛生に関する研修」を組み入れることについて、関係機関等と協議する。 **➡◎ 道立学校等は、職場研修を少なくとも年に一度、実施する。**

これまでの主な取組状況等（ H17 ～ H26 ）			平成２６年度の検討状況 今後の主な取組（19項目） （●～11　改善・充実　☆～8　新規の取組）	対応の方向性 ※　今後、更なる検討	平成２７年度の取組概要 道教委の主な取組 （➡は道立学校等の取組 ）
Ⅲ 研修事業	管理職研修 （任意）	○　メンタルヘルスセミナー 小・中・高・特、事務局を対象 （4会場、320名）	●～ 4　全ての管理職について、年に一度の研修機会の確保 （教頭・事務長についても同様） ▲関連5 ▲関連6 ▲関連7	1　メンタルヘルスセミナーは、従来どおりの実施を基本とし、「新任」の管理職については、「受講を必須」とする方向で関係機関等と協議する。 2　全ての管理職の研修機会を確保するため、新たな取組として、全道規模の会議や研究協議会、支部の研究協議会等の場を活用してメンタルヘルス研修を実施する方向で関係機関等と協議。 3　管理職自身のメンタルヘルスの維持についても、研修のテーマに加える方向で検討を進める。 4　補完的措置として、新任管理職のオンデマンド研修にメンタルヘルス対策を盛り込むことが可能か、関係機関等と協議する。	・　メンタルヘルスセミナー（管理職研修）への管理職の積極的な参加を働きかける。 ・　校長会等と連携し、全道規模の会議や研究協議会、支部の研究協議会等の場を活用して、管理職のメンタルヘルス研修を実施する方向で協議を行う。 ・　管理職研修で活用する研修プログラムを整備する。 ・　「管理職自身のメンタルヘルスの維持」や部下職員との関わり方など、「ラインケア」を研修テーマとする方向で関係者等と協議する。 ・　新任者の管理職研修の受講を必須とすること、また、管理職研修にメンタルヘルス対策を盛り込むことが可能か、関係課と協議する。 ➡◎　**道立学校等の管理職は、メンタルヘルスセミナーに参加し、職場のコミュニケーションづくり等についての理解を深める。**
	研修資料の作成・配布	○　一般職対象 ａ　小冊子 ｂ　パンフレット ｃ　ＤＶＤ（教育局から貸し出し） ○　管理職対象 ａ　ハンドブック	●～ 5　研修用ＤＶＤの有用性をＰＲするとともに、教育局に備え置くＤＶＤ資料を一層充実	1　研修用ＤＶＤの利用率の向上が図られるよう、現有ＤＶＤの有用性を改めて周知するとともに、校内研修等での一層の活用について働きかけていく。 年に一度の職場研修を義務付けることに伴って、今後、研修用ＤＶＤの貸し出しが増加すると予想されることなどから、教育局備え付けＤＶＤの整備充実を図る。 （ＤＶＤのコピーの配布やネット掲載は著作権法の制約から不可）	・　研修用ＤＶＤの有用性を周知するとともに、校内研修等での一層の活用について働きかける。 ・　教育局備え付けＤＶＤについては、現有6枚に加えて、全局に各7枚ずつの追加配布を行い、各局の備え付けを「13枚」とし、整備充実を図る。 ➡◎　**道立学校等は、職場研修の充実を図るため、研修用ＤＶＤの活用に努める。**
			●～ 6　研修用資料の内容や配信方法等について改善・充実	1　一般職員向け小冊子やパンフレットなどの研修用資料や、管理職用の研修用資料に関わって、その内容や配信方法等について改善・充実を図る。 よりよい職場づくりの観点から、管理職の「ラインのケア」への取組について管理職用資料の充実を図る。	・　年間を通して、研修用資料の情報の重複等のチェックを行う等、内容の再検討に努めるとともに、ホームページの活用等、電子媒体による配信方法等を検討するなどの改善・充実を図る。 ・　一般職員向け資料、管理職用資料の充実を図る。 ➡◎　**道立学校等は、職場研修の充実を図るため、研修用資料の活用に努める。**
Ⅳ 情報提供等	共済だよりやＨＰ等	○　共済だよりで随時の情報提供 ○　ＨＰにストレスチェック表を掲載	☆～ 3　家族向けリーフレットを作成・配布する方向で検討 ▲関連8 ▲関連9	1　職員の家族に活用される家族向けリーフレット（メンタルヘルス関連情報）を作成する方向で検討を進める　※　2 職員のストレスマネジメント（ストレスに気付き、コントローする取組）の概要について情報提供を行う。 メンタルヘルス不調の兆候や対処方法等のミニ知識をコンパクトにまとめたものとする。 2　道教委のＨＰや共済だよりに「メンタルヘルスの基本」を連載するなどの情報提供を行う方向で検討を進める。 3　職員の「メンタル不調の兆候」等に関わり、家族が相談できる体制については、現行の「心の健康総合相談室」の電話・面接相談は、職員本人はもとより、職員の家族、所属長も利用することができることになっている旨ＰＲポスターや案内カードに明記するなどの方法により、周知を図る方向で検討を進める。	・　平成26年度の計画見直しの際、「※ 今後、更なる検討を要する項目」として整理した。 ・　「活用される家族向けリーフレット」との観点から資料の内容等について検討する。 ・　道教委のホームページや共済だより等を活用し、メンタルヘルスの関連情報等を広く周知する。 ・　「心の健康総合相談室」は、職員本人だけでなく、職員の家族、所属長も利用できる旨、改めての周知を図る。 ➡◎　**道立学校等は、家族向けリーフレットやメンタルヘルス関連情報の活用に努める。**
			☆～ 4　平日の夜間や土・日等に受診できる心療内科等についてＨＰ等で情報提供	1　道教委のホームページなどに、心療内科等に関わる情報を掲載する。 情報提供の内容は、平日の夜間や土・日に受診可能な心療内科の医療機関名、住所、診察時間等とする。	・　平日の夜間や土・日に受診可能な心療内科の医療機関名・住所・診察時間等を、道教委のホームページなどに掲載する。 ➡◎　**道立学校等は、心療内科等に関わる情報の活用など、職員の意識啓発に努める。**
	職場のコミュニケーション	○　研修事業の中で、職場のコミュニケーションづくりの大切さを確認	☆～ 5　職場のコミュニケーションの充実を図る取組について検討 ●～ 7　先進県におる取組事例等について情報提供	1　職場のコミュニケーションの充実を図る取組について情報収集等を行い、メンタルヘルス対策として活用する方向で検討を進める。　※　3 2　職場環境の改善に関わる取組について、先進県等から情報収集し、学校等へ提供する方向で検討を進める。	・　平成26年度の計画見直しの際、「※ 今後、更なる検討を要する項目」として整理した。 ・　職場のコミュニケーションの充実を図る取組について検討し、研修事業等での活用に努める。 ・　職場環境の改善に関わる他県の取組事例について情報収集し、道立学校等へ情報提供等を行う。 ➡◎　**道立学校等は、メンタルヘルスの各種情報の活用に努める。**

これまでの主な取組状況等（ H17 ～ H26 ）			平成２６年度の検討状況 今後の主な取組（19項目） （●～11　改善・充実　☆～8　新規の取組）	対応の方向性 ※　今後、更なる検討	平成２７年度の取組概要 道教委の主な取組 （➡は道立学校等の取組 ）
Ⅴ 相談事業	心の健康相談室	○　電話相談（保健師等） ・　月曜日～金曜日の9時30分～17時 （木曜日は20時まで） ・　第一・第三土曜日の10時～15時 ○　面接相談 札幌地区（医師・保健師） ・　医　師　第四水曜日 14時～ ・　保健師　月曜日～金曜日の9時 30分～17時 第一・第三土 札幌地区以外（医師） ・　全道7ヶ所	●～ 8　心の健康相談室の一層の利活用を図るための方策について検討	1　心の健康総合相談室の一層の利活用を図るための方策を充実する方向で検討を進める。　※　4 ＰＲポスターや案内カードについて、「小さなことでも、気軽に相談してください」との趣旨が伝わるように表示方法等を工夫する方向で検討を進める。 ▲関連10　2　心の健康総合相談室の相談員に関わる充実策の検討に努める。（学級経営や保護者対応等について、相談できる体制の整備を） ▲関連11　3　「心の健康総合相談室」の夜間相談窓口に関わっては、公立学校共済組合本部が、類似の取組として「24時間電話相談」を開設していることから、当該事業の周知を図る方向で検討を進める。	・　平成26年度の計画見直しの際、「※ 今後、更なる検討を要する項目」として整理した。 ・　「心の健康総合相談室」の一層の利活用を図るための方策の一つとして ～　5月から、保護者対応や学級経営等に関わる相談に対応できるよう、相談員として校長経験者1名を配置（第2・4土曜日の9時～16時） ・　夜間相談窓口については、公立学校共済組合本部の「24時間電話相談」について周知を図る（ポスター等）方向で取組を進める。 **➡◎　道立学校等は、心の健康総合相談室の一層の利活用について職員に周知する。**
	巡回健康相談	○　保健師が職場訪問し面接で保健指導（年間 約80 校） ・　定期健診で「要観察」となった者等を対象に保健指導 ・　必要に応じメンタルヘルス相談	●～ 9　巡回健康相談を心身の健康の相談窓口等として活用	1　巡回健康相談をメンタルヘルス対策として活用する方策を検討し、道立学校等へ周知する。	・　巡回健康相談をメンタルヘルス対策として活用する方策を検討し、道立学校等へ周知する。 **➡◎　道立学校等は、道教委から示される巡回健康相談をメンタルヘルス対策として活用する方策に基づき、巡回健康相談の活用に努める。**
Ⅵ 計画の周知		○　研修事業（職場研修や管理職研修）等を通じて周知	●～10　「メンタルヘルス対策」や「職場のコミュニケーションづくり」のポスター作成	1　「メンタルヘルス対策」等について、職員に広く周知するとともに、意識啓発の一層の促進を図るために、校内掲示用の啓発ポスターを作成する。	・　意識啓発を図るポスターを道立学校等へ配布する。 **➡◎　道立学校等は、当該ポスターを活用し、職員の意識啓発に努める。**
			☆～ 6　「メンタルヘルスの日」を「労働安全衛生の日」等に設定	1　道立学校等の衛生委員会は、年度当初に「メンタルヘルスの日」を設定する。 「メンタルヘルスの日」は、メンタルヘルス対策の必要性等に対する職員の意識啓発を図るために設定するものであり、設定した日に職場研修等のメンタルヘルスに関わるなんらかの取組を行うこととする。 職場がこれまで取り組んできた「労働安全衛生の日」等を「メンタルヘルスの日」として設定するなどの取組を工夫。	・　毎月10日の「労働安全衛生の日」を「メンタルヘルスの日」とするなど、学校等の実情に応じた設定に努めるよう、道立学校等へ通知する。 ・　「アクションプラン」の項目として、「メンタルヘルスの日」の設定を盛り込む方向で、道立学校等へ働きかける。 **➡◎　道立学校等の衛生委員会は、「メンタルヘルスの日」を設定し、アクションプランに盛り込む。**
			●～11　年度始めに「重点取組項目」を示し、年度末に取組結果の総括を行うなどＰＤＣＡサイクルによる取組の不断の見直し	1　道教委は、毎年度当初に「重点取組項目」を決定し学校等に示す。 衛生委員会は、道教委が示す「重点取組項目」を踏まえて、取組項目を決定し、アクションプランに盛り込むとともに、一年間、取り組むこととする。 ▲関連12　2　取組に係る年度末の総括については、学校等の業務負担が大きくならないよう配慮する。	・　道教委は、「重点取組項目」を道立学校等に示す。 **➡◎　道立学校等の衛生委員会は、道教委が示す「平成27年度のメンタルヘルス対策の重点取組項目」等に基づき、職場の重点取組事項を決定する。（アクションプランに盛り込む）** ・　年度末に、重点取組項目に関わる取組結果の総括を行うなど、ＰＤＣＡサイクルによる取組の検証に努める。 取組に係る年度末の総括については、道立学校等の業務負担が大きくならないよう配慮する。
			☆～ 7　予防の取組のポイントをコンパクトにまとめたリーフレットを作成	1　道教委は、職場におけるメンタルヘルス対策のポイントをコンパクトにまとめたリーフレットを作成する。 リーフレットの内容は、メンタルヘルス計画の一次予防及び二次予防の取組を中心とする。 リーフレットは、職場研修用の資料等として活用する。	・　職場におけるメンタルヘルス対策のポイントを一枚にまとめた「リーフレット」を作成し、ＨＰ等へ掲載するなど道立学校等での活用に資する。 **➡◎　道立学校等は、当該「リーフレット」を職場研修用の資料等として活用に努める。**
Ⅶ その他参考	負担業務に関わる協議等	○　総括安全衛生委員会での負担業務等に関わる協議等	☆～ 8　道立学校総括安全衛生委員会での負担業務等に関わる協議等と時間外勤務等縮減推進会議における時間外縮減策の検討状況等について相互に情報交換等	1　道立学校総括安全衛生委員会での負担業務等に関わる協議等と時間外勤務等縮減推進会議における時間外縮減策の検討状況等について、相互に情報交換等を行う。	・　道立学校総括安全衛生委員会に、時間外縮減の担当者の参加を得て、相互に情報交換等を行うことができるよう努める。 **➡◎　道立学校の衛生委員会は、道立学校総括安全衛生委員会での負担業務等に関わる協議内容や、時間外勤務等縮減推進会議における時間外縮減策の検討状況等について情報提供を受けるとともに、これらの情報を踏まえて、職員の心身の健康の保持・増進に関わる取組に努める。**